

山口放送の放送番組編集に関する基本計画

〔I〕方 針

1. ラジオ及びテレビ各媒体の特質を十分考慮して番組作りに努め、地域の産業の発展に貢献し、あわせて地域内住民の生活文化の向上をはかることを基本方針とする。
2. 放送番組の編成に当たっては、公共的使命を達成するため、放送法第3条の2の1項に規定する各項目に適合することに留意し、特にテレビ放送については、第3条の2の2項に基づき、報道、教育、教養、娯楽などの各番組種別間に均衡が保たれるよう考慮する。
3. 放送番組の編集に当たっては、地域内住民の福祉の増進をはかることを目標に、公正迅速な報道、学校教育及び社会教育の現状に適合する教育、住民の知的で豊かな情操を涵養する教養、楽しく健全な娯楽を各番組種別の主要方針とする。
4. 放送番組の企画、編集、制作に当たっては当該番組が地域内全ての住民に円滑に受け入れられることを目指し、地域社会に密着した自主制作ローカル番組を積極的に放送する。
5. 放送番組の編集に当たっては、内容の質的向上をはかるため、社内の考査機能の強化を推進すると共に、特に委嘱した社外モニター及び一般住民の番組に対する批判意見は充分尊重する。

6. 放送番組の編集に当たっては、各番組の放送日時及び番組名、出演者等番組の内容を事前に地域内住民に周知徹底をはかるため、ラジオ及びテレビを通しての告知の他、ホームページやEPG（電子番組表）、新聞等出版物等を積極的に利用して放送の効果的活用を促進する。
7. 番組の企画、編集、制作に当たっては、全ての関係諸法令、ならびに日本民間放送連盟放送基準、山口放送放送基準に準拠して自主的規制を励行する。

〔Ⅱ〕 計 画

1. 番組の種類及び時間的比率

当社の放送番組は、ラジオ及びテレビ放送とする。

テレビ放送番組の分類は、報道番組、教育番組、教養番組、娯楽番組、及び通信販売を含めたその他の番組とし、特定の番組種別が過多もしくは僅少になることのないよう全ての番組種別間の均衡と調和が保たれるよう配慮する。

なお放送の公共的使命を考慮して、特にテレビ放送に当たっては教育番組、ならびに教養番組がそれぞれ全番組の放送時間の10%、20%をくだらないよう時間比率を配分する。

2. 放 送 時 間

定時番組の放送時間の設定に当たっては、当該番組の内容と地域住民の年齢・性別・職業・嗜好それに生活時間等を勘案し、特定の住民を対象とした番組は極力これを避け、地域における住民の全ての層に奉仕するよう計画的かつ持続的な番組編成を行う。

また住民に関心のある社会事象が突発した場合は、定時番組の一部を変更または中止して、当該事象を主題とした特別番組を編成し、あるいは児童・生徒

などの長期休暇期間中等には季節的な番組を提供するなどして、番組の編成に弾力性をもたせる。

3. 番組の種別毎の編集計画

A ラジ オ

(1) 報 道 番 組

報道は真実を公正かつ迅速に伝達し、住民の社会的関心を満足させるよう努める。

報道番組は、ニュース、ニュース解説、社会報道的な内容を有する録音構成、座談会、対談及びスポーツニュース、経済ニュース、それに報道中継の各種目とする。

番組は専用ラインにより中央キー局及び関係地方局からネットを受ける他、通信会社・新聞社からの情報も受ける。そして地域社会に密着したローカルニュースを取材し放送する。

定時ニュースのほか、聴取者の関心のある関係地域の天気予報、天気概況、週間天気予報を随時放送する。

また官公庁からのお知らせや公共的な告知、及び社会的意義のある事象（例えば交通事故防止や火災予防運動）のインフォメーションについても積極的に放送する。

なお突発的なニュース発生の場合は番組の一部を変更または中止して当該ニュースに関する特別番組を編成し、あるいはステーション・ブレイクに挿入して地域住民に伝達する。

(2) 教 育 番 組

学問、芸術、職業等専門的な内容を系統的に取り上げ、児童・生徒ばかりでなく一般聴取者に対してもそれぞれの聴取対象に応じた必要な知識・技能を啓発し、または指導を行い聴覚の特性を生かして教育的効果の発揚に努める。

教育番組は、学校教育、家庭教育及び社会教育を主たる対象とし、なかでも社会教育を主題とする番組は、山口県教育委員会及び各市町教育委員

会など関係官公庁の助言を得て広汎に取り上げる。

内容が専門的な番組に関しては、解説に重点を置き、より平易な表現で一般聴取者に理解出来るような放送に努める。

また教育的効果の増大をはかるため、番組はできるだけ長期的かつ継続的に編成するよう留意する。

(3) 教 養 番 組

聴取者の知的水準を高め、地域社会における生活文化の向上をはかることを目標に、社会性豊かな教養番組の制作に努める。

この他、教養的内容を有する番組が聴取者の中に円滑に導入できるよう、ラジオの特性であるパーソナルメディアの強さを生かし、教養的番組を制作するよう留意する。

(4) 娯 楽 番 組

音楽、演芸など聴取者の生活に安らぎを与え、誰でも楽しめるような番組を編成する。

特に娯楽番組は、聴取者の層が広汎なところから、番組編成に際しては聴取者の年齢・性別・職業・嗜好等を勘案して、それぞれの層の好みに適合するような時間帯を考慮する。

また、暴力を肯定し、あるいは公の秩序、善良な風習を阻害するなどの社会に影響を与えるような表現は厳にこれを慎み、健全な娯楽を提供すべく努力する。

聴取者により親しみを与えるため、積極的に聴取者を番組に出演させるよう考慮するが、この際、番組の内容と聴取者の年齢等を勘案して特に児童生徒及び青少年に適さない番組には出演させない。

(5) その他

商品又はサービスの通信販売を目的とした通信販売番組は、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、聴取者の利益を損なうものであってはならない。

B テレビ

(1) 報道番組

報道番組は、国際情勢の推移及び国内の政治、外交、経済、産業、科学、芸術、スポーツそれに事件等の他、視聴者の関心のあるニュース・話題を主たる内容として取り扱い、事実を公正かつ迅速に伝達する。

報道番組の種目は、ニュースの他、ニュース解説、座談会、対談、スポーツニュース及び社会報道番組とし、その形式は取材構成によるものの他、スタジオ番組及び現場よりの中継番組とする。

ニュースは素材の提供を受ける中央キー局発の全国ネットニュースの他、地域住民の興味と関心のあるローカルニュースも積極的に取材する。

報道番組の制作に際しては一般にわかり易い表現を用い、事実と事実以外の推定は明確に区別して視聴者に誤解を与えることのないよう努める。

また、ニュースの取材放送に当たっては個人または団体の基本的人権もしくは名誉を阻害する事のないよう留意する。また集団取材や強引な取材によって困惑させたりすることがないように努め、未成年者、なかでも幼児・児童の場合は特段の配慮をする。

法律に違反または抵触する行為を行った個人及び団体をニュースに取り扱う場合は、特に事実をよく調査して、事実のみを正確に報道し、推定などによる誇張は行わない。

公の秩序、善良な風習を阻害する反社会的行為（例えば暴力事件）及び地域社会の発展に寄与する事柄（交通事故防止や社会環境の整備等）に関しては、これを番組またはステーション・ブレイクを利用して積極的にキャンペーンを実施し、住民の福祉の増進をはかる。

突発的な大きな出来事、事件が発生した場合は、定時ニュース及び番組を拡大または変更し、もしくは臨時に特別番組を編成して速報に努める。

特に地震や台風など自然災害に関する情報は迅速に報道する。

(2) 教育番組

教育番組は、社会、科学、技芸、職業、語学など、学問全般及び社会生活に直接役立つ社会教育の分野から専門的内容のものを系統的に取り上げ

児童生徒ばかりでなく、一般視聴者に対しても、それぞれの視聴対象に応じた必要な知識、技能を啓発、指導するよう積極的な意図で編成する。

この際、放送教育の地域社会に与える影響効果を考慮し、教育番組の制作、編成に当たっては、その内容が地域の視聴者に有益なものであるよう企画検討する。

教育番組は、学校教育及び社会教育に役立つ内容をおりこみ、その成果が一般視聴者にも理解できるように、専門的な事象を取り扱う場合には、平易な解説等を導入するなど、番組構成に留意する。

番組制作に際し、地域内の各関係官公庁及び各種学校並びに社会教育関係者と密接な連絡をとり、その意見を充分尊重する。

年間を通じて、児童生徒の長期休暇時においては、家庭にあって教育の実が上がるよう教育番組の特別編成を積極的に行い、放送を通じて、児童生徒を教育の場に参加させる。こうした特別な編成に当たっては、児童生徒及び一般視聴者にあらかじめその期日、内容等が周知するよう事前のパブリシティに努め、放送の効果が上がるよう努力する。

(3) 教 養 番 組

地方文化の育成を目標に、地域社会に密着した教養番組及び広く社会生活に有益な歴史、産業、風俗、習慣、家事、育児、保健それにドキュメント等を企画制作する。

教養番組では視聴者の生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つよう努力する。

郷土の歴史及び地域内部における住民の社会的活動の現況または社会的貢献に関しては、その現状を積極的に紹介すると共に、保健衛生思想の普及には特別な配慮をはらい、山口県健康福祉部をはじめ地域内の環境保健所専門家等の連絡をとり、必要な場合には、情報及びステーション・ブレイクを利用して集中的なキャンペーンを実施する。

児童生徒を対象とした教養番組は成長過程にあるという特別な事情を考慮して年齢等に適した題材を選び、児童生徒の情緒を高めるよう努力する。

放送時間は午前中を特に主婦を対象として教養番組とし、午後及び夜間

の時間帯はできるだけ特定の層を対象としない広汎な教養番組を提供する。

また各シーズンに応じた郷土の自然を紹介するよう努めると共に視聴者が当該番組により社会的な情操を養い、より積極的に家庭及び社会生活に寄与できるよう配慮する。

(4) 娯楽番組

放送の社会的使命及び影響力を勘案し、家庭に健全な娯楽を提供することにより、その精神的安らぎが視聴者の家庭及び社会生活の円滑化を推進することを期待する。

番組が広汎な視聴者を対象とする関係上特定の視聴者層の興味と関心を満足させるような番組編成を避け、できるだけ幅広い視野で多角的な娯楽番組を提供する。

特に娯楽番組が大多数の視聴者に受け入れられている現状に鑑み、暴力の肯定、青少年の不良化促進、低俗な言動及び第三者のプライバシーまたは名誉を傷つけるような内容の番組は厳にこれを慎み、明るく健全な番組を各家庭に送るよう留意する。

また番組の編成に関しては、視聴者の職業、性別、年齢、それに生活時間及び嗜好等を勘案する。

視聴者自身が番組に出演して演技を必要とするような娯楽番組では、出演者の年齢と演技の内容とを考慮し、特に児童生徒及び青少年に不当な演技を要求することのないよう注意する。

(5) その他

商品又はサービスの通信販売を目的とした通信販売番組は、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。

4. コマーシャル

放送基準及び関係諸法令を遵守し、適正なCMを提供することにより、商業及び産業における生産、販売の拡大に貢献すると共に、聴取者・視聴者に有益な商品選択の基準を与え、経済生活並びに産業基盤の確立に努める。

CMの放送に当たっては、その内容は真実であることを条件とし、誇張や間違った概念を視聴者に与えることのないよう留意する。

CMの制作に際しては、商品の分析や広告表現に関する考査を厳密に行う。番組の前後及び番組中に挿入されるCMと番組の内容とは調和が保たれるよう留意する。

テレビCMの場合、視聴者が通常、感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法（いわゆるサブリミナル的表現方法）は公正とはいえ、放送に適さない。また細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては視聴者の身体への影響に十分配慮する。